

税額の計算例

ここでは、家族構成別に国保税の計算例を紹介します

※(1)は所得割額 (2)は均等割額 (3)は平等割額
※計のA・B・Cは100円未満は切り捨て

計算例① (軽減がない世帯)



課税所得…所得200万円-基礎控除33万円=167万円

医療給付費分	(1)167万円×6.4%=106,880円……①
	(2)4人×16,000円=64,000円……②
	(3)14,600円=14,600円……③
	計①+②+③=185,400円……A
後期高齢者支援金等分	(1)167万円×2.9%=48,430円……④
	(2)4人×7,000円=28,000円……⑤
	(3)6,400円=6,400円……⑥
	計④+⑤+⑥=82,800円……B
介護納付金分	(1)167万円×1.4%=23,380円……⑦
	(2)2人×7,000円=14,000円……⑧
	計⑦+⑧=37,300円……C

国保税(年税額)はA+B+C=305,500円

計算例② (介護保険の第1号被保険者で介護納付金分がかからない7割軽減世帯)



軽減判定…世帯の所得合計額が30万円以下のため7割軽減判定基準(33万円)以下のため7割軽減に該当。

課税所得…所得30万円-基礎控除33万円=0円

医療給付費分	(2)2人×16,000円×0.3=9,600円……①
	(3)14,600円×0.3=4,380円……②
	計①+②=13,900円……A
後期高齢者支援金等分	(2)2人×7,000円×0.3=4,200円……③
	(3)6,400円×0.3=1,920円……④
	計③+④=6,100円……B
介護納付金分	なし

国保税(年税額)はA+B=20,000円

計算例③ (5割軽減世帯)



軽減判定…世帯の所得合計額が世帯主80万円+〔父20万円-15万円〕=85万円は5割軽減判定基準(33万円+〔24.5万円×4人〕=131万円)以下のため5割軽減に該当。

※65歳以上の年金所得者は15万円を控除。

課税所得…所得80万円-基礎控除33万円=47万円

※父は後期高齢者医療制度へ移行しているため、所得割額には計上しません。

医療給付費分	(1)47万円×6.4%=30,080円……①
	(2)3人×16,000円×0.5=24,000円……②
	(3)14,600円×0.5=7,300円……③
	計①+②+③=61,300円……A
後期高齢者支援金等分	(1)47万円×2.9%=13,630円……④
	(2)3人×7,000円×0.5=10,500円……⑤
	(3)6,400円×0.5=3,200円……⑥
	計④+⑤+⑥=27,300円……B
介護納付金分	(1)47万円×1.4%=6,580円……⑦
	(2)2人×7,000円×0.5=7,000円……⑧
	計⑦+⑧=13,500円……C

国保税(年税額)はA+B+C=102,100円

10月から、国保税が年金から差し引かれます

国保に加入している65歳以上75歳未満の世帯主で、次のいずれにも該当する人は、10月から、国保税が年金から差し引かれます(特別徴収)。

- ①世帯の国保加入者全員が65歳以上75歳未満。
- ②特別徴収の対象となる年金額が18万円以上で、国保税と介護保険料の合計額が、年金額の2分の1以下。

なお、国保税が年金から差し引かれる人には、事前に通知書を送付します(10月から差し引かれる人には、8月に送付)。また、年金からの差し引きとならない人は、これまでどおり納付書や口座振替、納税組合を通じての納付となります。

※詳しいことは、本庁・市民税課諸税係 ☎1111 (内線1141) へお尋ねください。なお、国保税の支払いについては納税課収納係(内線1111)、国保の加入・脱退・給付については保険年金課国民健康保険係(内線1131)へお尋ねください。

平成20年度から 国民健康保険税が変わります。

4月からの後期高齢者医療(長寿医療)制度の創設等に伴い、国民健康保険税(国保税)の税率などが変わります。

■国保税の税率などを変更

国保税の1年間の税額は、これまで「医療給付費分」と40~64歳までの人にかかる「介護納付金分」の合計額でしたが、平成20年度からは、これに「後期高齢者支援金等分」が加わります。

また、「資産割額」と「介護納付金分の平等割額」を廃止したほか、すべての税率などを変更しています。税率などの変更内容は下表のとおりです。

◆国保税の税率などの変更内容

区 分	平成19年度		平成20年度		
	医療給付費分	介護納付金分	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
所得割額(税率)	8.6%	1.1%	6.4%	2.9%	1.4%
資産割額(税率)	39.0%	6.0%	廃止	なし	廃止
均等割額(1人当たり)	24,000円	6,600円	16,000円	7,000円	7,000円
平等割額(1世帯当たり)	22,000円	4,000円	14,600円	6,400円	廃止
限度額	560,000円	90,000円	470,000円	120,000円	90,000円

■国保税(年税額)の計算方法(平成20年度の国保税(年税額)の計算方法は次のとおりです)

国保税(年税額)=①医療給付費分+②後期高齢者支援金等分+③介護納付金分

	所得割額 (各世帯の所得に応じて計算)	均等割額 (各世帯の加入者数に応じて計算)	平等割額 (一世帯にいくらずと計算)
①医療給付費分	= 課税所得×6.4%	+ 加入者数×16,000円	+ 14,600円
②後期高齢者支援金等分	= 課税所得×2.9%	+ 加入者数×7,000円	+ 6,400円
③介護納付金分 (40~64歳の人のみ)	= 課税所得×1.4%	+ 加入者数×7,000円	

※課税所得…前年の所得(給与や個人事業などの収入から、その収入を得るために必要とした経費〔サラリーマンなどの場合は給与所得控除〕を差し引いた額)から、基礎控除33万円を差し引いた額。
※各世帯の国保税額についての詳細は、6月中旬に送付する「納税通知書」でご確認ください。

■国保税の軽減など

世帯主およびその世帯の国保加入者の合計所得が一定額以下の場合、均等割額と平等割額が軽減(7割・5割・2割)されますが、後期高齢者医療制度の創設に伴って、世帯主または世帯員が後期高齢者医療制度に移行したとしても、国保加入世帯の負担が大きくなならないよう、次のように見直されました。

- ①国保税(均等・平等割額)の軽減は、5年間、国保から後期高齢者医療制度に移行した人も含めて判定します(下表参照)。
- ②国保から後期高齢者医療制度に移行したことにより、世帯の国保加入者が1人となった場合は「平等割額」が5年間、半額となります。
- ③国保以外の健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人に扶養されていた65歳以上の人が国保に加入した場合は2年間、「所得割額を免除」「均等割額を半額」「平等割額を半額(ただし、扶養されていた人のみの世帯に限る)」とします。

①国保税(均等・平等割額)の軽減は、5年間、国保から後期高齢者医療制度に移行した人も含めて判定します(下表参照)。

◆国保税の均等・平等割額の軽減判定基準

世帯主およびその世帯の国保加入者の合計所得が	
① 33万円以下	7割軽減
② 33万円+(24.5万円×世帯主以外の加入者数と世帯主以外の旧国保加入者数の合計)	5割軽減
③ 33万円+(35万円×世帯に属する加入者数と世帯に属する旧国保加入者数の合計)	2割軽減

※旧国保加入者…国保から後期高齢者医療制度へ移行した人のこと。

【2割軽減の申請が不要に！】

これまで、国保税(均等割額・平等割額)の2割軽減を受ける世帯は申請が必要でしたが、今年度から申請が不要となります。ただし、所得の申告をしていないと軽減されません。